

# 民事（家族）信託の基礎



家族法制基礎研究所  
所長 小林 徹

# も く じ

## 1. 信託の仕組みと特徴

- 1 - 1 信託の仕組み
- 1 - 2 信託の分類と設定
- 1 - 3 信託の特徴
- 1 - 4 信託と遺言の効果の違い
- 1 - 5 民事・家族信託への応用

## 2. いろいろな民事信託手法

- 2 - 1 特約付き信託
- 2 - 2 遺言代用信託
- 2 - 3 受益者連続型信託

## 3. 信託と成年後見の連携

- 3 - 1 両制度の長所・短所
- 3 - 2 信託と後見の連携事例

## 4. まとめ



# 1. 信託の仕組みと特徴

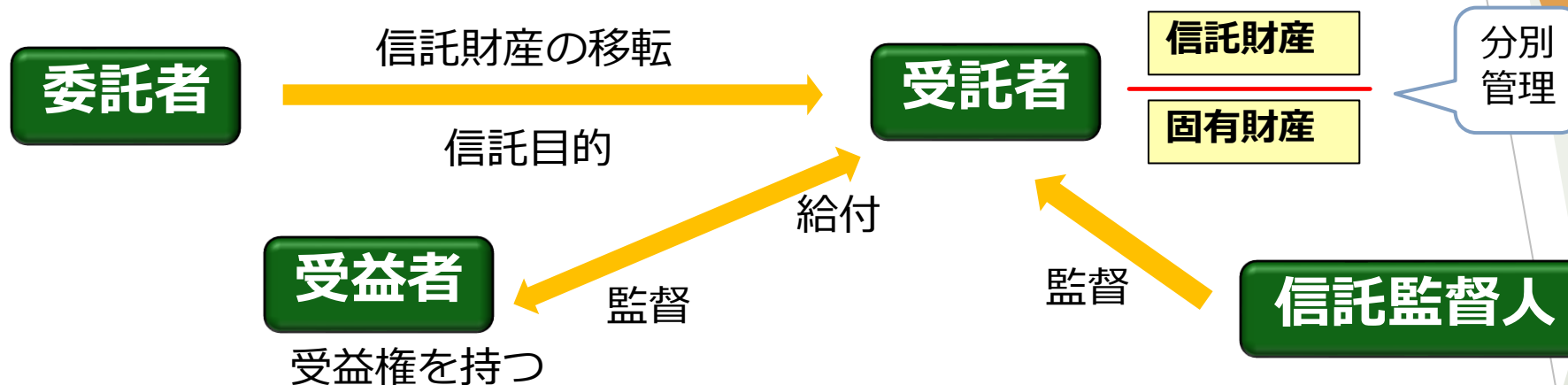


# 1. 信託の仕組みと特徴

## 1 - 1 信託の仕組み

★「信託」は財産の管理・承継の制度です

信託財産の所有名義が受託者に移転する！



### 信託とは？

委託者が、自己の財産を  
受益者のために管理・  
運用・給付することを  
受託者に託す

- ・ 信託することで、信託財産の**所有名義が受託者に移転**する
- ・ 受益者は**受益権**（受給権 + 監督機能）を取得する
- ・ 受託者が裁量権をもって信託財産の管理・運用・給付をおこなう
- ・ ただし、受託者は、信託目的に沿って活動しなければならない
- ・ 信託に法人格はない（法人ルールが不要でコストが安い）
- ・ 受託者が破綻しても信託財産は守られる（**倒産隔離機能**）
- ・ **節税効果はなく、遺留分制度に服する**

# 1. 信託の仕組みと特徴

## 1 - 2 信託の分類と設定

### 商事信託と民事信託

#### <商事信託>

資産流動化・証券化  
ファンド組成

#### <民事信託>

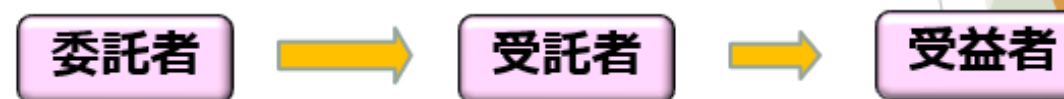
アパート管理・建替え  
遺言代行信託等

### 自益信託と他益信託

#### <自益信託>



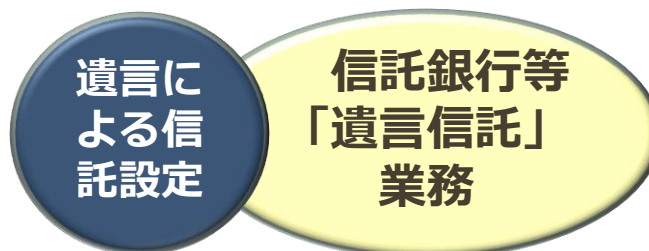
#### <他益信託>



### 設定方法は3つ

- ① 契約
- ② 遺言
- ③ 意思表示 (自己信託)

**ご注意！**  
「遺言信託」は2種類ある



**ご注意！**

契約による他益信託は、信託設定時に受益者に贈与税が課税されるので、例外を除き、設定が困難です

(相続税法§9の2)

# 1. 信託の仕組みと特徴

## 1 - 3 信託の特徴

### ポイント1

- 信頼できる受託者が信託財産を管理・運用・給付する  
=アパート管理や資産運用・給付を確実にできる

「信頼できる受託者」  
の確保がポイント！

### ポイント2

- 受託者が、**外見上は「所有者として」**管理・運用・給付する  
=管理・運用の実効性が高く、資金調達も可能  
=委託者は、**信託財産を自己の財産から「外に出す」**
  - ⇒生前・・・成年後見人等の財産管理の対象外に（受益権に注意）
  - ⇒給付・・・委託者の認知症や死亡の影響を受けない（意志凍結機能）
  - ⇒死後・・・信託財産は委託者の「**相続財産**」から離脱（受益権に注意）

### ポイント3

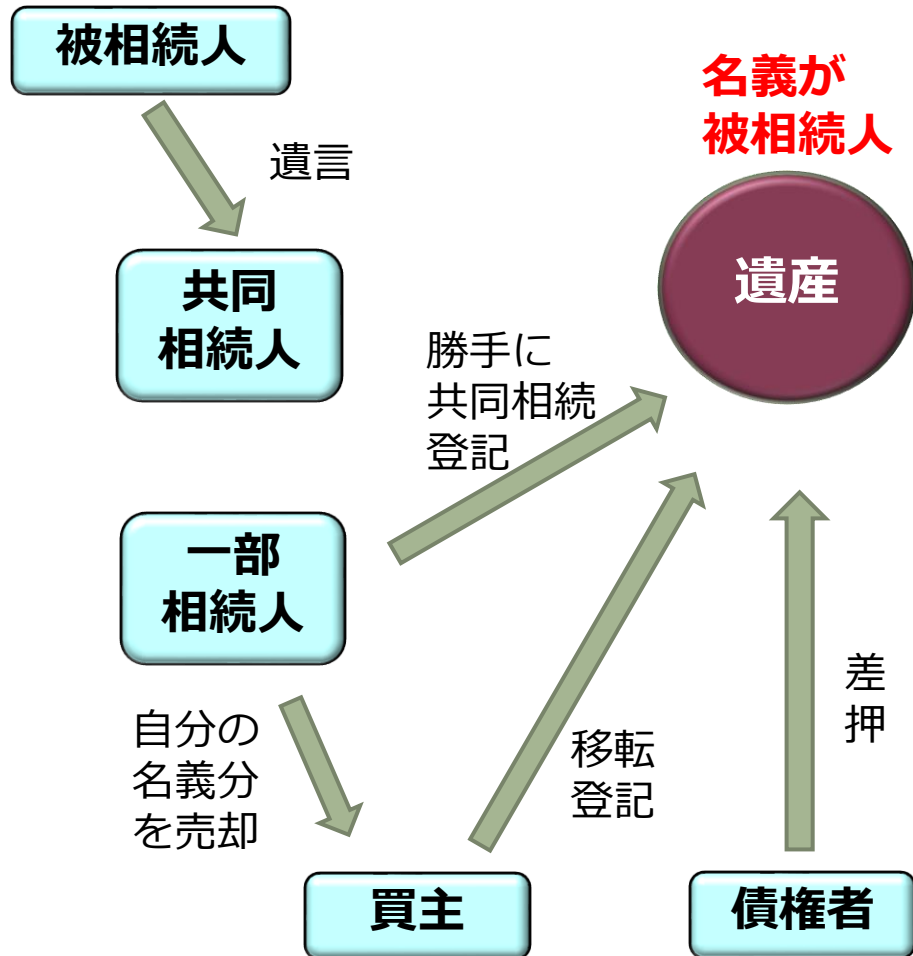
- 「**次の次**」等の**承継が可能**（遺言代用信託、受益者連続型信託）  
VS.遺言は「次」の承継者を指定するにとどまる

営利目的の受託者は  
内閣総理大臣の  
認可・免許・登録を  
受けた銀行・会社  
のみ

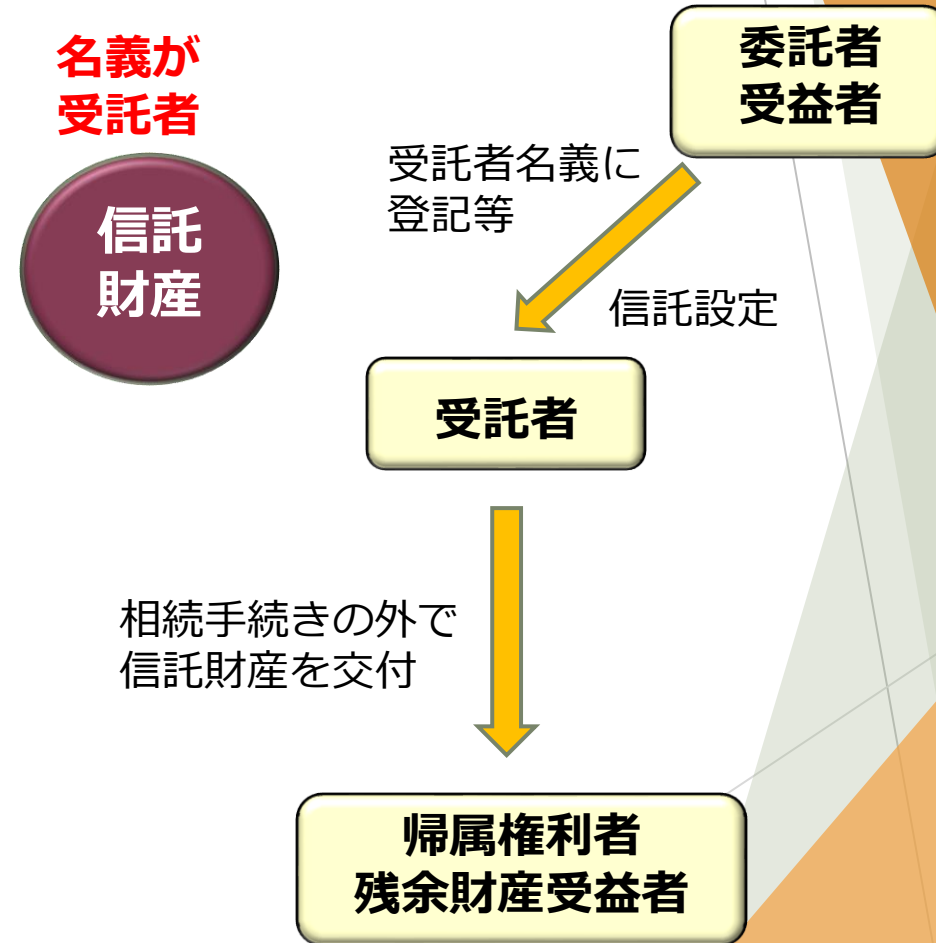
# 1. 信託の仕組みと特徴

## 1-4 信託と遺言の効果の違い

### <遺言による移転>

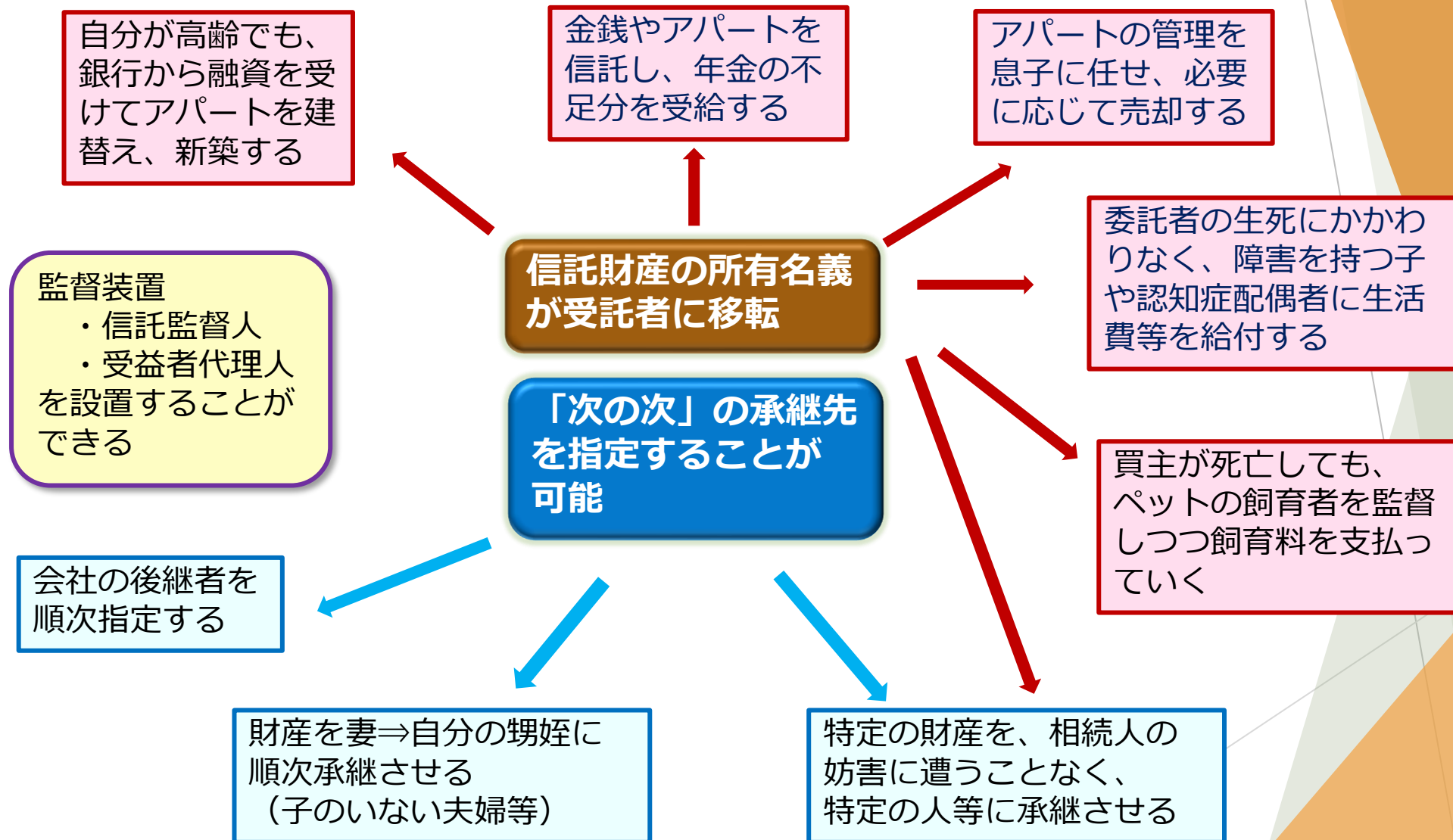


### <信託による移転>



# 1. 信託の仕組みと特徴

## 1-5 民事・家族信託への応用





## 2. いろいろな民事信託手法



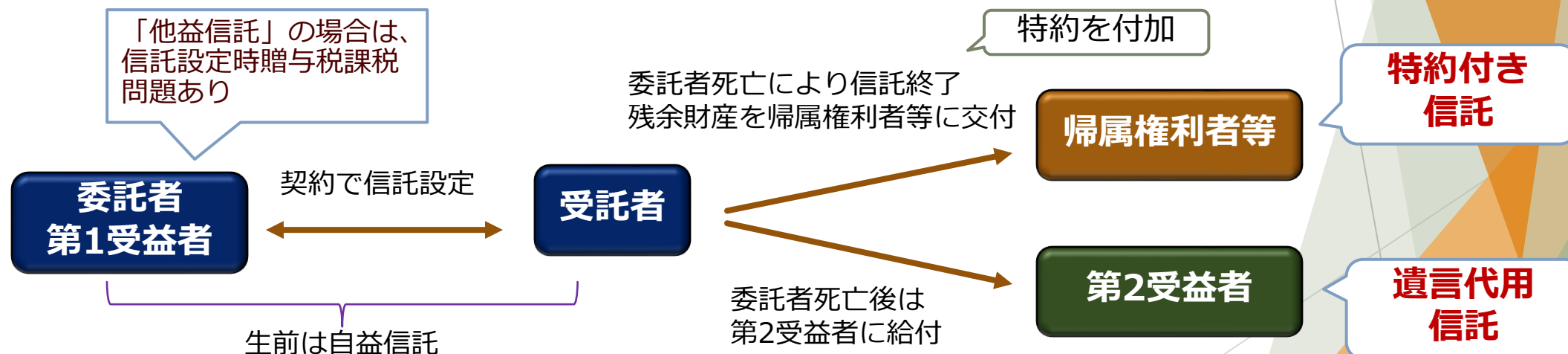
## 2. いろいろな民事信託手法

### 2-1 特約付き信託

#### ①特約付信託（契約信託） と ②遺言代用信託

- ・ 委託者が契約により信託設定
- ・ 生前は委託者 = 受益者
- ・ ①特約付自益信託：例「私の死後、信託財産を帰属権利者に交付する」
- ・ ②遺言代用信託：例「私の死後、信託財産から第2受益者に毎月〇円ずつ給付する」

**\* 第2受益者死亡後は、帰属権利者等に残余財産を一括交付することも、更に第3受益者等に順次給付していくこと（受益者連続）もできる**

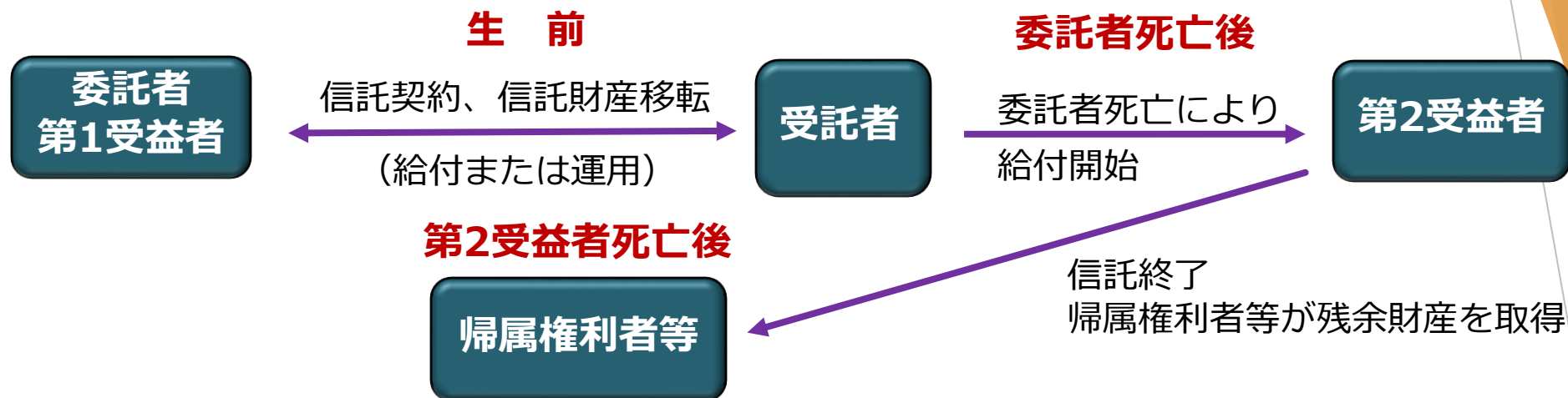


「最決H28・12・19への対応」

- ・ 特約付き信託で帰属権利者等に交付することができる（相続開始後の銀行払戻の代替）

## 2. いろいろな民事信託手法

### 2-2 遺言代用信託

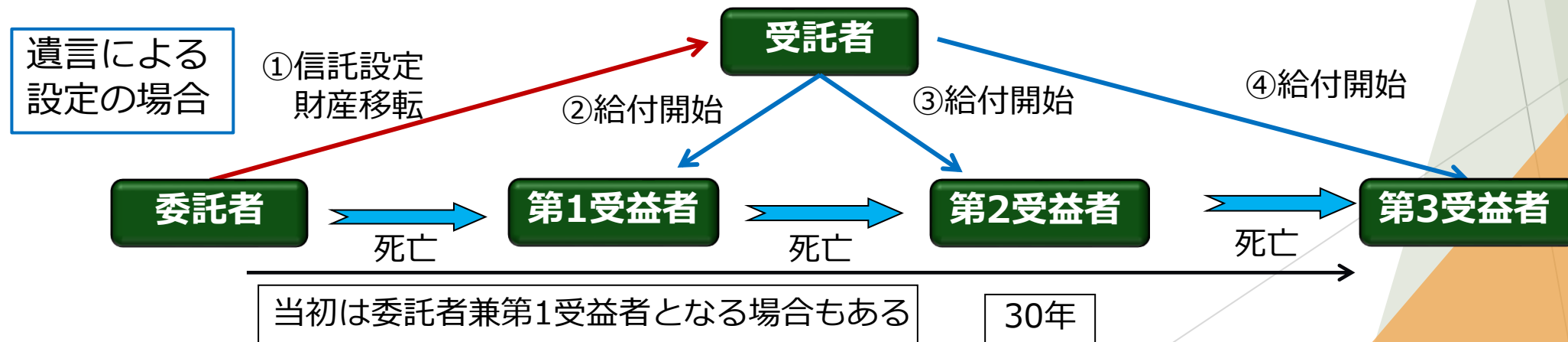


- ①委託者が**生前**に信託設定し（契約信託）、死亡後（第2）受益者を定める
- ②委託者の生前は、死亡後（第2）受益者の権限はない or 受益者ではない  
しかも、委託者に**受益者変更権**がある。
- ③**委託者の死亡**により、死亡後（第2）受益者に給付が始まる
- ④死亡後（**第2）受益者の死亡**により信託が終了する  
⇒残余財産は委託者の承継者が取得する  
⇒帰属権利者等を定めておけば、帰属権利者等が残余財産を取得する  
(例) 夫⇒妻⇒夫の係累                      夫⇒後妻⇒先妻の子

## 2. いろいろな民事信託手法

### 2-3 受益者連続型信託（後継ぎ遺贈型受益者連続信託）

- ・ **第1受益者**が死亡したら、**第2受益者**が新たな受益権を取得する  
その後、先順位受益者の死亡により、順次**第3受益者**、**第4受益者等**が受益権を取得する
  - \* **生前の契約・遺言**のいずれの設定も可能
  - \* 原則、旧受益権は消滅し、民法上は**相続がない**（相続税は課税される）
- ・ 信託設定から30年を経過した時に現に存する次順位受益者に限って受益権を取得する  
（信託期間全体としては100年程度の場合も・・・）
- ・ **遺留分制度に服する**・・・**第1受益者**の取得時に**後順位受益者**も含め、全ての遺留分を計算



# 3. 信託と成年後見の連携



### 3. 信託と成年後見の連携

## 3-1 両制度の長所・短所

	民事（家族）信託	成年後見*
管理・活動の対象	財産管理	財産管理＋身上保護
対象財産	信託財産のみ	全財産
設定・選任費用	初期費用が一定額必要	比較的低額
受託者・後見人の行為	受託者に帰属（一義的）	本人に帰属
終了時期	信託行為により規定	本人の死亡まで
受託者・後見人の選任	委託者が決定	家庭裁判所が審判する
受託者・後見人の辞任	信託行為により規定	原則、本人死亡まで
財産の積極運用	信託行為により可能	不可
自宅の譲渡・賃貸	信託行為により可能	家庭裁判所の許可が必要
本人以外への給付	信託行為により可能	原則不可
相続対策	信託行為により可能	困難
所有名義	受託者に移転	本人のまま
報酬	原則無償	専門職の場合は継続的に必要

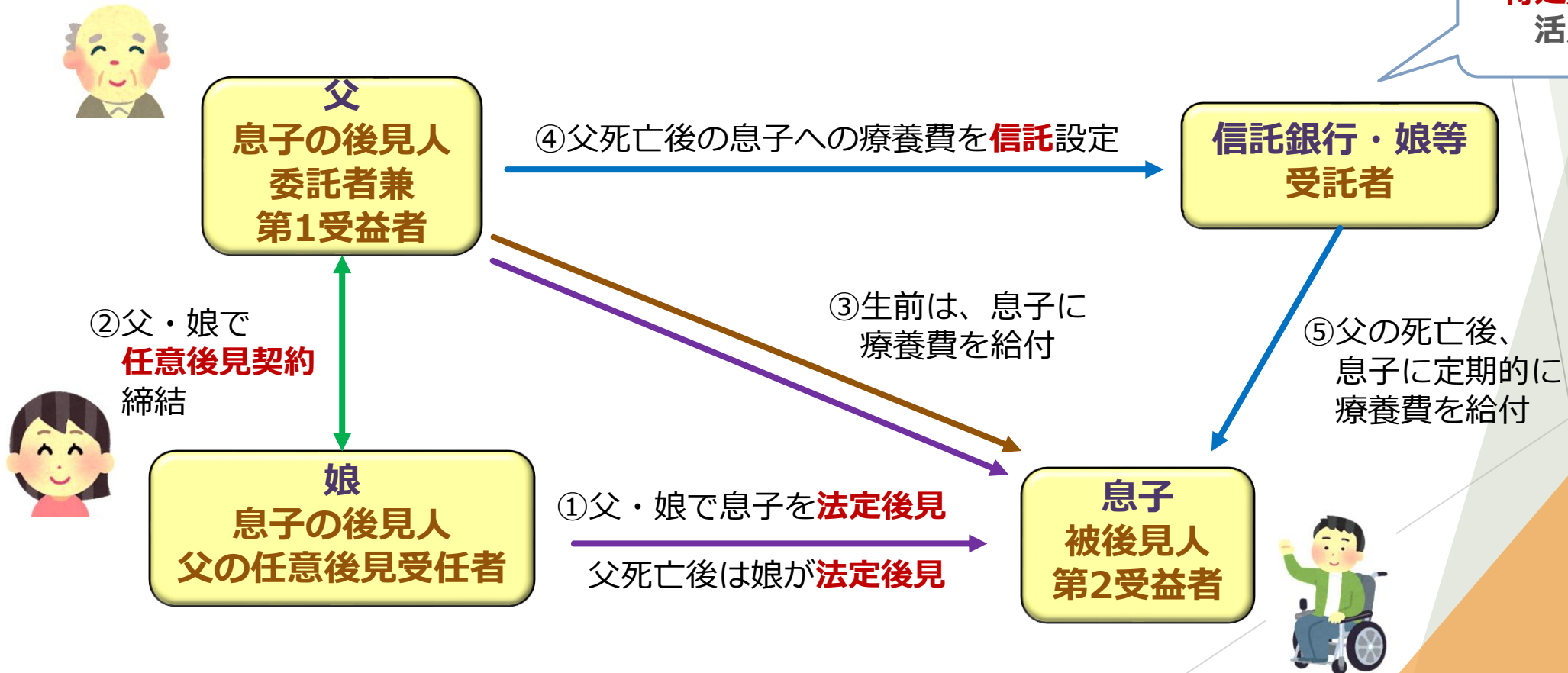
\* 法定後見についての記述

### 3. 信託と成年後見の連携

## 3-2 信託と後見の連携事例

親亡き後問題への対応（親の死後も、障害のある息子が安心して暮らせるように手配しておきたい場合）

特定贈与信託も活用できる



## 4 まとめ

民法制度でできないことが、信託によって可能になることがあります  
ただし、万能ではありませんし受託者の確保が大変です

信託は、信託財産の所有名義が受託者に移転します  
また、次の次の取得者を指定しておくことが可能です  
この特徴を活かして様々な活用されています

「信託」・「成年後見」を連携・補完させることで、大きな効果を  
発揮することがあります

